

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
9月13日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定(環境政策課).....
 - 保安林指定の解除(山口市)(森林整備課).....
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....
 - 道路の位置の指定(建築指導課).....
- 公告
 - 県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....



山口県告示第二百六十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和四年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
 - 周南市野村南町四八三八の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
 - 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

山口県告示第二百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和四年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 - 山口市阿東篠目字奥叶一三三六の二〇から一三三六の二六まで
- 二 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 三 解除の理由
 - 道路用地とするため

山口県告示第二百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年九月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 四九〇号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
宇部市大字善和字大谷一四三の六九地先から同市同大字字下瀬戸二九五の一の地先まで	最狭 五三〇・二	最狭 五五〇・九	一〇・九	六四九・〇	
	最狭 五八〇・二			六四九・〇	

道路の種類 県道

路線名 錢屋美祿線
道路の区域

区間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
新	旧	最狭 最広	二七・八 一五・四	一一・九 一一・九	
最狭 四三・〇〇	最広 一一・〇〇	一、 一一一・九			

山口県告示第二百七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和四年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延 (メートル)長	指定年月日
下松市大字生野屋字鶴崎四一五の九	四・五	三四・七	令和四、 八、一八



(一五四) 県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間
令和四年九月十四日から同年十月三日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

令和四年九月十三日印刷
令和四年九月十三日発行

発行人 山口県知事
山口県庁